

# 1 明るい選挙推進運動

## (1) 第25回参議院議員通常選挙に係る啓発事業要領

鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会

### 1 趣 旨

今回の参議院議員通常選挙が明るく行われるために、選挙の意義と投票日等の周知を図るとともに、18歳、19歳の有権者をはじめ若年層への投票参加の呼びかけに重点を置いて、各種の啓発事業を行うものとする。

また、選挙区選出議員選挙における選挙区が合区であることについても、十分周知が図られるよう積極的に啓発事業を行うものとする。

### 2 重点事項

- (1) 選挙の大切さの呼びかけと投票制度の周知及び投票参加の推進
- (2) きれいな選挙の推進
- (3) 選挙区選出議員選挙における選挙区（合区）の周知

### 3 実施主体

- (1) 県及び市町村の選挙管理委員会
- (2) 県及び市町村の明るい選挙推進協議会

### 4 実施事業

県民が選挙を身近に感じられるよう工夫を凝らし、わかりやすい啓発事業を実施する。

#### (1) 鳥根県と共同実施するもの

- ア マスメディア（テレビ、ラジオ等）を活用した啓発
- イ ポスターによる啓発
- ウ 「選挙のしおり」（リーフレット）による啓発
- エ デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した啓発
- オ 啓発用物資の作成・配布
- カ 街頭啓発
- キ その他

#### (2) 県及び市町村の選挙管理委員会が行うもの

- ア 県及び市町村が共同して行うもの
  - (ア) 明るい選挙推進大会の開催
  - (イ) 懸垂幕・横断幕等による啓発
  - (ウ) 店舗、商店街等での啓発（街頭啓発・店内放送等）
  - (エ) 立候補者に対する申し入れ
  - (オ) その他

#### イ 県が行うもの

- (ア) マスメディアを活用した啓発
- (イ) インターネットを活用した啓発
- (ウ) コンビニエンスストアでの啓発
- (エ) 若年層への啓発
- (オ) 電光掲示板等による啓発
- (カ) 便宜供与の依頼
- (キ) 委員長談話の発表
- (ク) その他

#### ウ 市町村が行うもの

- (ア) 広報車による啓発
- (イ) 広報紙等の利用による啓発
- (ウ) その他

### 5 統一標語

「この一票、私にできる、意思表示」

## (2) 第25回参議院議員通常選挙に係る啓発事業計画

### 1 鳥根県と共同実施するもの

| No | 事業名                     | 事業の内容  | 備考 |
|----|-------------------------|--|----|
| 1  | マスメディア（テレビ、ラジオ等）を活用した啓発 | テレビ（民放3社）、ラジオ（民放2社）で、投票参加を促すためのCMを放送。  |    |
| 2  | ポスターによる啓発               | 明るい選挙推進や投票日周知を図るため、ポスターを作成し、官公署・金融機関・店舗等に掲示。   |    |
| 3  | 啓発チラシによる啓発              | 啓発チラシを両県内全世帯に配布し、投票日を周知するとともに、「選挙の大切さ」「投票の意義」「選挙権年齢の引き下げ」「選挙区の変更（合区）」について周知し、投票参加を呼びかける。 |    |
| 4  | デジタルサイネージ（電子掲示板）を活用した啓発 | 大学構内や大型小売店舗のレジ付近に設置された電子掲示板（液晶ディスプレイ等）に投票参加を呼びかける広告を掲示。                                  |    |
| 5  | バスへの広告掲出                | 両県の民間会社のバスにバスマスクを掲示して、投票日等を  |    |

|   |             |  |  |
|---|-------------|--|--|
|   |             | 周知する。  |  |
| 6 | 啓発用物資の作成・配布 | 投票日等が記入された啓発用物資を作成し、両県及び各市町村で行われる街頭啓発等の際に配布。 |  |
| 7 | 街頭啓発        | 両県の選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会が協力して、街頭啓発を実施。          |  |

2 県及び市町村の選挙管理委員会が行うもの

| No | 事業名               | 事業の内容  | 備考                              |
|----|-------------------|--|---------------------------------|
| 1  | 明るい選挙推進大会の開催      | 参議院議員通常選挙に向けて、選挙違反の防止及び投票総参加についての意識高揚を図るための大会を開催。<br>日時：令和元年6月6日 場所：倉吉未来中心                                 |                                 |
| 2  | 懸垂幕・横断幕等による啓発     | 投票日周知用の懸垂幕及び横断幕を作成し、各市町村庁舎、総合事務所、大型小売店舗に掲出。  |                                 |
| 3  | 店舗、商店街等での啓発（街頭啓発） | 県及び市町村の選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会が協力して、街頭啓発を実施。  |                                 |
| 4  | 店内放送等による啓発        | 県内の大型店等の店内放送、商店街放送及び市町村や事業所の有線放送、公共交通機関の車内アナウンス等を通じて投票日等を周知。   |                                 |
| 5  | 立候補者に対する申し入れ      | 立候補者に対して、選挙ルールへの遵守を申し入れるとともに、選挙事務所に選挙ルール遵守の要望事項を記載したポスターの掲示を依頼。  |                                 |
| 6  | マスメディアを活用した啓発     | マスメディアに取り上げられる機会を増やすため、選挙行事を積極的に情報提供。  |                                 |
| 7  | インターネットを活用した啓発    | 選挙管理委員会のホームページに選挙権年齢の引き下げ、選挙区の変更（合区）等のお知らせを掲示するとともに、YouTube、Facebook、Twitter等にインターネット動画広告を掲出。              |                                 |
| 8  | コンビニエンスストアでの啓発    | コンビニエンスストアでのちらしの配架等を実施<br>コンビニエンスストアのレジ画面広告の配信及び店内放送（ローソン、ファミリーマート）により投票日等の周知。                             | 県広報課枠の利用<br>都道府県選挙管理委員会連合会で共同実施 |
| 9  | 若年層への啓発           | 商工団体が実施する新規採用職員向け研修会等において、選挙の意義や重要性に関する啓発を実施。<br>県内高等学校及び県内大学と連携し、学内の掲示板等に啓発記事を表示し、投票日、期日前投票及び不在者投票の活用を周知。 |                                 |
| 10 | 電光掲示板等による啓発       | 県庁電光掲示板や広告塔により投票日の周知及び明るい選挙を推進。  |                                 |
| 11 | 県政だよりによる啓発        | 県政だよりにより投票日等を周知。   |                                 |
| 12 | 便宜供与の依頼           | 鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会か鳥取県商工会連合会及び鳥取県中小企業団体中央会を通じて、投票当日に勤務する有権者の投票機会を確保するための便宜を供与するよう協力を依頼。                  |                                 |
| 13 | 委員長談話の発表          | 県選挙管理委員会委員長の談話を発表。   | 公示日、選挙期日                        |

(3) 明るい参議院議員通常選挙推進大会開催要領

1 趣 旨 来る参議院議員通常選挙に向けて、啓発講演等を通じて選挙違反の防止及び投票総参加を図り、明るい選挙の実現に資する。

2 主 催 鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会、鳥取県明るい選挙推進協議会連合会

3 期 日 令和元年6月6日（木）13：30～15：10

4 場 所 鳥取県立倉吉未来中心 セミナールーム3 所在地：鳥取県倉吉市駄経寺町2 1 2 - 5  
電 話：0 8 5 8 - 2 3 - 5 3 9 0

5 参 加 者

各市町村の選挙管理委員、明るい選挙推進協議会委員、その他 約100名

6 日 程

13:00 13:30 13:35 13:45 14:55 15:05 15:10

|    |    |       |    |      |    |
|----|----|-------|----|------|----|
| 受付 | 開会 | 連合会表彰 | 講演 | 大会宣言 | 閉会 |
|----|----|-------|----|------|----|

7 内 容

講演 講師：神戸大学大学院法学研究科教授 品田 裕 氏  
演 題：「今日の選挙制度および投票の実態とその課題」

#### (4)第25回参議院議員通常選挙に係る街頭啓発実施要領

##### 1 趣 旨

第25回参議院議員通常選挙に係る啓発事業要領に基づき、明るい選挙と投票総参加を推進するため、街頭啓発活動を行う。

##### 2 主 催

鳥取県選挙管理委員会、鳥取県明るい選挙推進協議会  
鳥取市選挙管理委員会、鳥取市明るい選挙推進協議会  
日吉津村選挙管理委員会、日吉津村明るい選挙推進協議会

##### 3 実施日時

- ① 令和元年7月13日(土) 午後2時30分から3時30分頃まで
- ② 令和元年7月14日(日) 午後1時から2時頃まで
- ③ 令和元年7月16日(火) 午後0時30分から1時30分頃まで【調整中】

##### 4 実施場所

- ① イオンモール日吉津(日吉津村日吉津1160-1)
- ② イオンモール鳥取北(鳥取市晩稲348)
- ③ 鳥取県東部自動車学校(鳥取市松並町3-122)

##### 5 参加者(予定)

各会場10～20名程度  
鳥取県、鳥取市及び日吉津村選挙管理委員会委員  
鳥取県、鳥取市及び日吉津村明るい選挙推進協議会委員  
鳥取県、鳥取市及び日吉津村選挙管理委員会事務局職員

##### 6 活動内容

○学生、買物客等への啓発物資の配布、着ぐるみ等によるPRなどにより、選挙期日の周知及び投票参加の呼びかけを行う。

##### <内 容>

- ・選挙期日の周知、投票の呼びかけ
- ・ウェットティッシュの配布
- ・着ぐるみによるPR(めいすいくん、トリピー)

※選挙区選挙が鳥取県及び島根県で選挙区を一つにする合区により行われることから、7月13日(土)のイオンモール日吉津における啓発では、島根県とも合同で啓発活動を行う。(島根県観光キャラクターしまねっこも登場予定。)

##### 7 その他

- 活動の詳細については、別途報道への資料提供を予定。
- 7月13日(土)午前には、島根県松江市においても鳥取県・島根県合同で街頭啓発活動を実施予定。

#### (5)第25回参議院議員通常選挙市町村啓発事業一覧

| 区 分  | 街頭啓発 | 広報車 | 有無線放送 | 広報紙等 | その他 |
|------|------|-----|-------|------|-----|
| 鳥取市  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 米子市  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 倉吉市  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 境港市  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 岩美町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 若桜町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 智頭町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 八頭町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 三朝町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 湯梨浜町 | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 琴浦町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 北栄町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 日吉津村 | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 大山町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 南部町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 伯耆町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 日南町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 日野町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |
| 江府町  | ○    | ○   | ○     | ○    | ○   |

#### (6)委員長談話

##### ア 公示日

本日、令和の時代となって初めての国政選挙である、第25回参議院議員通常選挙の期日が公示され、来たる7月21日に投票が行われることとなりました。

鳥取県と島根県の選挙区は前回に引き続き、合区制度のもとで行われます。

有権者の皆様には、選挙は国民が政治に民意を反映させる重要な機会であることを十分に認識され、選挙公報や政見放送、インターネットなどを活用して各政党や候補者の政策・政見等を十分に考察されて、積極的に投票していただきたいと思っております。

近年、全世代に渡って投票率が低下してきており、代議制民主主義の在り方としては極めて憂慮すべき状況にあります。特に若年層の投票率は全世代で最も低い状況であります。社会の一員としての声を政治に届ける積極的な姿勢を示されることを期待します。

投票日当日に投票できない方は、期日前投票、不在者投票制度などを利用して、棄権することなく責任ある一票を投じられることを切望いたします。

最後に、政党、候補者及び選挙運動関係者におかれては、政策・政見を有権者に十分に説明されるとともに、選挙のルールを遵守し、違反のない明るくきれいな選挙運動を展開されるよう強く要望します。

令和元年7月4日 鳥取県選挙管理委員会委員長 相見 慎

#### イ 投票日前日

明日、7月21日は第25回参議院議員通常選挙の投票日です。

有権者の皆様には、候補者や政党等の政見、政策を十分に検討されて、積極的に投票に参加されるよう強く要望します。

国政選挙は、我が国の将来の動向を決定する大変重要な意義を持っています。どの政党、候補者に思いを託すかよく吟味して、自らの自由な判断のもとに一票を投じていただきたいと思います。

近年、投票率が全般に低下してきており、民主主義の基盤となる民意を反映させる機会として憂慮すべき状況にあります。主権者として託された責任ある一票を投じられることを切望いたします。

特に若年層の投票率は全世代で最も低い状況であります。皆様の一票が明日の日本を築く国政に反映することを認識され、社会を構成している一人としての声を政治に届ける積極的な姿勢を示されることを期待します。

最後に、各市町村選挙管理委員会におかれましては、投票・開票等の管理執行に万全を期していただき、この度の選挙が公正かつ円滑に執行されるようお願いいたします。

令和元年7月20日 鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長 相見 慎